

札幌市「栄養成分表示の店」推進事業要領

(目的)

第1条 この要領は、市民自らが外食時にも健康的な食生活を実践できる環境を整備するとともに、外食料理店等が市民の健康増進に積極的に寄与する意識を喚起するために、市民が外食の栄養成分に関する正しい情報入手を可能とする「栄養成分表示の店」の登録を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は保健所とし、各関係機関及び各関係団体と連携を図り事業を行う。

(定義)

第3条 「栄養成分表示の店」とは、外食料理店等が継続して3メニューの栄養成分表示等を実施し、その内容が適正であると確認できた店とする。

(対象)

第4条 この事業の対象は、札幌市内の外食料理店、調理店及びコンビニエンスストア等（以下「外食料理店等」とする）とする。

(事業の内容)

第5条 実施主体は、第1条の目的を達成するために、外食料理店等への登録推進と共に、市民への登録店に関する情報提供を行うものとする。

(栄養成分表示の店の登録)

第6条 「栄養成分表示の店」として登録し、また、登録を継続する場合は、次に掲げる基準を満たすものとする。ただし、食品表示法に基づく「食品表示基準」に該当するものは、同法により表示を行うものとする。

- (1) 熱量を必ず3品以上表示すること。また、出来るだけ、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量等の栄養成分表示を行うこと。
 - (2) 「健康に配慮したメニュー基準」（別表）に適合した「健康に配慮したメニュー」を表示する場合は、必ず熱量及びたんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量を表示すること。
 - (3) 前号で規定する表示項目以外に、「健康に配慮したメニュー基準 2健康おすすめメニュー」の基準において各メニューで基準が定められている栄養成分（カルシウム、鉄、食物繊維）、及び野菜の量について表示すること。
- (4) 「栄養成分表示の店」登録店は、「札幌市食育サポート企業等」として同時に登録を行うものとする。

(届出)

第7条 表示を行う外食料理店等は、「栄養成分表示の店」届出書（様式1）に届出メニュー3品の栄養算定表と栄養成分表示例（写）を添付し、保健所長に提出すること。

(登録店へのステッカーの交付)

第8条 届出内容が適正である場合は、次のステッカーを交付する。

- (1) 新たに「栄養成分表示の店」として登録した場合は、ステッカー（登録証明書）を交付する。
- (2) 登録店の内、「健康に配慮したメニュー」を提供する外食料理店等に対しては、「健康に配慮したメニュー」提供店へのステッカーを交付する。

(変更)

第9条 「栄養成分表示の店」登録店は、届出メニューの変更があるときは、変更の届出（様式2）に、栄養算定表と栄養成分表示例（写）を添付し、保健所長に提出すること。

(ステッカーの再交付)

第10条 第8条に基づき交付したステッカーを紛失、または破損し、再交付を希望する場合は、再交付願い書（様式3）を保健所長に提出する。

(登録の取り消し)

第11条 「栄養成分表示の店」は、登録を取り消す場合、登録の取り消しの届出書（様式4）にステッカー（登録証明書）を添付し、保健所長に提出すること。

(助言等)

第12条 本件を扱いとする第2条に定める管理栄養士は、外食料理店等に対して 栄養成分表示に関する助言を行うことができる。

第13条 この要領に定めるものの他、必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則 この要領は、平成13年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成13年6月18日より施行する。

附 則 この要領は、平成14年3月20日より施行する。

附 則 この要領は、平成15年5月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成18年8月10日より施行する。

附 則 この要領は、平成22年4月22日より施行する。

附 則 この要領は、平成26年1月21日より施行する。

附 則 この要領は、令和3年5月10日より施行する。

附 則 この要領は、令和5年4月10日より施行する。